

(財務大臣との協議)	内閣総理大臣は、次に掲げる場合に は、あらかじめ、財務大臣に協議しなければな らない。
一 第十九条第一項、第十条又は第十一條の認可 をしようとするとき。	二 第九条第一項又は第十一條の内閣府令を定 めようとするとき。
(内閣総理大臣と文部科学大臣との関係)	三 内閣総理大臣は、学園に対しても、第十五 条第一項の規定による求めをしたときは、速や かに、その旨を文部科学大臣に通知するものと する。
二 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、速や かに、その旨を内閣総理大臣に通知するものと する。	四 沖縄科学技術大学院大学について、学校教 育法第四条第一項の認可（大学の設置に係る ものを除く。）をしたとき、又は同条第二項 の規定による学園からの届出があつたとき。
三 沖縄科学技術大学院大学に対して学校教育 法第十三条第一項又は第十五条第三項の規定 による命令をしたとき。	五 学園に対して私立学校法第四十五条第一項 の認可をしたとき、又は同条第二項の規定に よる学園からの届出があつたとき。
四 学園に対して私立学校法第六十条第一項又 は第六十一条第一項の規定による命令をした とき。	五 学園に対して私立学校法第六十条第九項の 規定による勧告をしたとき。
第五条 第二十一条の規定は、学園につい ては適用しない。	六 他の法律の規定の適用除外
一 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百 二十八号）第十九条の規定	五 学園に対する私立学校法第六十条第九項の 規定による勧告をしたとき。
二 理科教育振興法（昭和二十八年法律第一百八 十六号）第九条の規定	六 他の法律の規定の適用除外
三 私立大学の研究設備に対する国との補助に關 する法律（昭和三十二年法律第十八号）第二 条の規定	七 八号）第三十三条第二項の規定
四 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十 八号）第三十三条第二項の規定	八号）第十七条の規定
五 激甚災害に對処するため特別の財政援助 等に関する法律（昭和三十七年法律第一百五十 号）第十七条の規定	六 私立学校振興助成法第四条の規定

(学園が設置する学校についての教育基本法の 準用)	内閣府令（の委任）
第二十一条 教育基本法（平成十八年法律第二百二 十号）第十五条第二項の規定は、学園が設置す る学校について準用する。	第二十二条 この法律に定めるもののほか、この 法律の実施のため必要な事項は、内閣府令で定 める。
第四章 罰則	第二十三条 第十四条第一項の規定による報告を せず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規 定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した 場合には、その違反行為をした学園の役員又は 職員は、三十万円以下の罰金に處する。
第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合 には、その違反行為をした学園の役員は、二十 万円以下の過料に處する。	第二十五条 第十条の規定に違反して、資金を借り入れ たとき。
四 附 則 抄	一 第十五条第二項の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告をしたとき。
(施行期日)	二 第十一条の規定に違反して、財産を譲り受 け、譲渡し、交換し、又は担保に供したと き。
二 政府は、前項の政令を定めるに當たつては、 沖縄科学技術大学院大学における教育課程の編 成その他学園の設立のために必要な業務の進 捲状況に配慮しなければならない。 (学園の設立等)	三 第二十二条の規定は、当該各号に定める日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二 設立委員は、寄附行為を作成し、私立学校法 第三十一条第一項の認可を受けるとともに、沖 縄科学技術大学院大学の設置について学校教育 法第四条第一項の認可を受けなければならな い。	四 第二十三条並びに第二十二条の規定 の日

3 文部科学大臣は、学園に対して私立学校法第 三十一条第一項の認可をしたとき、又は沖縄科 学技術大学院大学の設置について学校教育法第 四条第一項の認可をしたときは、速やかに、そ の旨を内閣総理大臣に通知するものとする。	3 文部科学大臣は、学園に対して私立学校法第 三十一条第一項の認可をしたとき、又は沖縄科 学技術大学院大学の設置について学校教育法第 四条第一項の認可をしたときは、速やかに、そ の旨を内閣総理大臣に通知するものとする。
4 内閣総理大臣は、この法律の施行の日（以下 「施行日」という。）前においても、学園の監事 の選任について、第七条第三項の認可に相当す る認可をすることができる。	4 内閣総理大臣は、この法律の施行の日（以下 「施行日」という。）前においても、学園の監事 の選任について、第七条第三項の認可に相当す る認可をすることができる。
5 前項の規定による認可は、施行日以後は、第 七条第三項の認可とみなす。	5 前項の規定による認可は、施行日以後は、第 七条第三項の認可とみなす。
6 設立委員は、学園の設立の準備を完了したと きは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け 出るとともに、その事務を私立学校法第三十条 第二項の規定により第二項の寄附行為に定めら れた理事長となるべき者に引き継がなければな らない。	6 設立委員は、学園の設立の準備を完了したと きは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け 出るとともに、その事務を私立学校法第三十条 第二項の規定により第二項の寄附行為に定めら れた理事長となるべき者に引き継がなければな らない。
7 機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間 における業績については、学園が従前の例によ り評価を受けるものとする。	7 機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間 における業績については、学園が従前の例によ り評価を受けるものとする。
8 機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間 (通則法第二十九条第二項第一号に規定する中 期目標の期間をいう。以下この条において同 じ。)に係る通則法第三十三条の規定による事 業報告書の提出及び公表については、同日にお いて機構の中期目標の期間が終了したものとし て、学園が従前の例により行うものとする。	8 機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間 (通則法第二十九条第二項第一号に規定する中 期目標の期間をいう。以下この条において同 じ。)に係る通則法第三十三条の規定による事 業報告書の提出及び公表については、同日にお いて機構の中期目標の期間が終了したものとし て、学園が従前の例により行うものとする。
9 機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間 における業務の実績については、同日において 機構の中期目標の期間が終了したものとして、 学園が従前の例により評価を受けるものとす る。この場合において、通則法第三十四条第三 項において準用する通則法第三十二条第三項の 規定による通知及び勧告は、学園に対してなさ れるものとする。	9 機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間 における業務の実績については、同日において 機構の中期目標の期間が終了したものとして、 学園が従前の例により評価を受けるものとす る。この場合において、通則法第三十四条第三 項において準用する通則法第三十二条第三項の 規定による通知及び勧告は、学園に対してなさ れるものとする。
10 機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間 における業務の実績については、同日において 機構の中期目標の期間が終了したものとして、 学園が従前の例により評価を受けるものとす る。この場合において、通則法第三十五条の規定は、機構の解散の日 の前日を含む中期目標の期間については、適用 されない。	10 通則法第三十五条の規定は、機構の解散の日 の前日を含む中期目標の期間については、適用 されない。
11 通則法第三十五条の規定は、機構の解散の日 の前日を含む中期目標の期間については、適用 されない。	11 通則法第三十五条の規定は、機構の解散の日 の前日を含む中期目標の期間については、適用 されない。
12 第八項の規定による機構の利益及び損失の処 理において、通則法第四十四条第一項及び第二 項の規定による整理を行つた後、同条第一項の 規定による積立金があるときは、学園は、政令 で定めるところにより、その額に相当する金額 を国庫に納付するものとする。	12 第八項の規定による機構の利益及び損失の処 理において、通則法第四十四条第一項及び第二 項の規定による整理を行つた後、同条第一項の 規定による積立金があるときは、学園は、政令 で定めるところにより、その額に相当する金額 を国庫に納付するものとする。
13 第一項の規定により機構が解散した場合にお ける解散の登記については、政令で定める。	13 第一項の規定により機構が解散した場合にお ける解散の登記については、政令で定める。
4 前項の規定により国が承継する資産の範囲そ の他当該資産の国への承継に関し必要な事項 は、政令で定める。	4 前項の規定により国が承継する資産の範囲そ の他当該資産の国への承継に関し必要な事項 は、政令で定める。
5 機構の解散の日の前日を含む事業年度は、独 立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三 号）に規定する。	5 機構の解散の日の前日を含む事業年度は、独立 行政法人通則法（平成十一年法律第二百三 号）に規定する。

以下この条において「通則法」という。第三
十六条第一項の規定にかかるわらず、同日に終わ
るものとする。

三十一条第一項の認可をしたとき、又は沖縄科
学技術大学院大学の設置について学校教育法第
四条第一項の認可をしたときは、速やかに、そ
の旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

三十二条第一項の規定による財務諸表、事業
報告書及び決算報告書の作成等については、学
園が従前の例により行うものとする。

三十三条第一項の規定による通知による通知
及び勧告は、学園に対してなされるものとす
る。

三十四条第一項の規定による通知及び勧告は、
学園が従前の例により行うものとする。

を除く。)から負債の金額を控除した額に相当する金額は、政府から学園に対し拠出されたものとする。

2 前項の資産の価額は、学園の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(健康保険の被保険者に関する経過措置)

第五条 施行日の前日において健康保険法(大正十一年法律第七十号)による保険給付を受けることができる者であつた機構の職員で、施行日に私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」という。)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者となつた者(学園の職員となつた者に限る。次項において「機構の職員であつた加入者」という。)に対する施行日以後の給付及び福祉事業に係る共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十九号)

第六十一条第二項、第六十六条第三項、第六十七条及び第一百二十六条の五第一項の規定においては、その者は、施行日前の健康保険法による保険給付を受けることができる者であつた間共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であつたものとみなす。

2 機構の職員であつた加入者のうち、この法律の施行の際健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けていた者であり、かつ、同一の傷病について共済法第二十五条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができるものに対する同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「日以後三日を経過した日」とあるのは、「日」と、同条第二項中「前項に規定する勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過したこと」とあるのは、「健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日」とする。

(厚生年金保険の被保険者に関する経過措置)

第六条 施行日の前日において厚生年金保険の被保険者であつた機構の職員で、施行日に共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者となつた者(学園の職員となつた者に限る。以

下「機構の職員であつた加入者」という。)のに対する加入者期間を有する者とみなす。

2 第十七条第一項に規定する加入者期間(共済法第十七条第一項に規定する加入者期間をいい、学園の職員である期間に係るものに限る。以下同じ。)を有しない者であり、かつ、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間(機構の職員であつた期間に係るものに限る。以下「厚生年金保険期間」という。)と当該期間に引き続くな入者期間とを合算した期間が一年以上となるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続くな入者期間を有する者とみなす。

3 第二項の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十年未満である者とみなす。

2 機構の職員であつた加入者のうち、加入者期間が二十年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十年以上である者とみなす。

3 第二項に規定する者に対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十九条第一項及び第二項の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十年以上である者とみなす。

2 機構の役員若しくは職員又は運営委員会の委員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十三条 附則第二条から第九条まで及び前二条に定めるもののほか、学園の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十四条 附則第二条から第九条まで及び前二条に定めるもののほか、学園の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十五条 附則第二条から第九条まで及び前二条に定めるもののほか、学園の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

2 附則(平成二三年五月一日法律第三七号)抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附則(平成二三年六月一四日法律第七号)抄

八号抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 第八条 機構の職員であつた加入者のうち、加入者期間が一年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が一年未満であるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二

条の三の規定の適用については、その者は、一年以上の加入者期間を有する者とみなす。

(事業計画に関する経過措置)

第九条 学園の最初の会計年度の事業計画については、第九条第一項中「毎会計年度の開始前に」にあるのは、「学園の成立後遅滞なく」とする。

(独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法の廃止)

第十条 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法は、廃止する。

(独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法の廃止に伴う経過措置)

第十二条 機構の役員若しくは職員又は運営委員会の委員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から第九条まで及び前二条に定めるもののほか、学園の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十五条 附則第二条から第九条まで及び前二条に定めるもののほか、学園の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

2 附則(平成二三年五月一日法律第三七号)抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則(平成二三年六月一四日法律第七号)抄

八号抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 附則(平成二三年六月一四日法律第七号)抄

八号抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 附則(平成二三年六月一四日法律第七号)抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則(令和元年五月二四日法律第一号)抄

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。

附則(令和四年三月三一日法律第七号)抄

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

附則(平成二六年四月一日法律第一号)抄

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。

附則(平成二六年四月一日法律第一号)抄

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。